

令和8年度大分県放課後児童支援員認定資格研修開催要項

1. 研修の目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童施設に従事する放課後児童支援員として、その業務を遂行する上で、必要となる最低限度の知識や技能を習得し、その知識や技能を実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的としています。

2. 主催及び委託先

主催：大分県

委託先：株式会社東京リーガルマインド

3. 研修の受講対象者

第1組・第2組 定員 各100名

基準第10条第3項に定める次のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童施設等に従事しようとする方を受講対象としています。

- ① 保育士の資格を有する方
- ② 社会福祉士の資格を有する方
- ③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方であって、二年以上児童福祉事業に従事した方
- ④ 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する方
- ⑤ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた方
- ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑨ 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方
- ⑩ 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方

4. 開催会場及び日程

① 第1組（集合形式） 定員：100名

開催日	時間
令和8年10月20日（火） 令和8年10月21日（水） 令和8年10月27日（火） 令和8年10月28日（水）	受付：9時00分～9時30分 研修：9時30分～16時50分
会場	
アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）大会議室 〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階	

※当研修においては、受講者の駐車場は、用意しておりませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

② 第2組（eラーニング形式） 定員：100名

受講期間
11月中旬～1月中旬

・eラーニング形式とは

インターネット環境のあるパソコン・タブレット・スマートフォン等で、予め収録した講義を動画で視聴いただくものです。eラーニング受講に決定された方には、事前に個人用「ID、パスワード」をお送りします。「アンケート・レポート」の提出も、eラーニングのシステム上で行っていただきます。視聴期間中は24時間いつでも受講可能です。

※ご自身でインターネット環境・デジタル端末（カメラ機能付きのパソコン・スマホ・タブレット等）のご準備をお願いします。

※第2組（eラーニング形式）の受講を希望する方へ

■受講前システム・動画視聴の機能確認

ご自身のパソコンやスマートフォンで、研修管理システム「manaable（マナブル）」の利用および動画視聴が可能か、事前に必ずご確認ください。

① 次の「カメラと動画の機能確認ページ」にアクセスしてください。

<https://manaable.com/spec/camera.html>

② リンク先のページに記載されている手順に従い、動画の再生やカメラの動作確認を行ってください。

<ご注意>

・研修時に使用するため、必ずカメラ内蔵のPC、またはカメラ付きのスマートフォン・タ



タブレットをご用意ください。カメラが内蔵されていないPCで受講いただく場合は、外付けのカメラ（Webカメラ等）をご用意ください。

・確認ページでの動作に問題がある場合は、お使いのブラウザや端末の設定、通信環境をご確認ください。

5. プログラム

全16科目（1科目90分） 計24時間

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

(2) こどもを理解するための基礎知識

- ④ こどもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のあるこどもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解

(3) 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨ こどもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のあるこどもの育成支援

(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ こどもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※研修の具体的な時間割は、後ほどお届けする「受講決定通知書」に記載いたします。

6. 感染症拡散防止対策の概要

- ① 会場の入退室時は、手指消毒を徹底してください。
- ② マスク着用は、ご自身でご判断ください。
- ③ 体調がすぐれない方は、受講をお控えください。

7. テキスト代 1,500円（実費）

【配布テキスト一覧】

- | |
|---|
| ① 令和8年度 放課後児童支援員認定資格研修テキスト
(編集・著作・発行 株式会社東京リーガルマインド) |
| ② 【ポケット版】放課後児童クラブ運営指針（令和7年度改正対応） |
| ③ 放課後児童クラブ運営指針解説書 |

※①～③はいずれも令和7年度放課後児童クラブ運営指針改正に完全対応しています。

※第1組（集合形式）の受講を選択された方は、テキスト代は研修の初日に徴収いたします（お支払いは現金のみです。お釣りのないようご準備ください。）。

※第2組（eラーニング形式）の受講を選択された方には、受講決定通知書の送付時に「テキスト代お支払いのご案内」を同封しますので、内容をご確認の上、期日までにお支払いください。

※テキスト代以外の研修参加費用は無料です。

8. 受講申し込み

別紙第1号様式（受講申込書）に必要事項を記載の上、各市町村の窓口もしくは、運営事務局にお申込みください。

※現在、放課後児童クラブにお勤めの方については各市町村の窓口あてにお申込みください。
現在、クラブに所属していない方は事務局に直接お申込みください。

① 申込締切日

【各市町村窓口】令和8年9月4日（金）17時00分まで

【運営事務局】令和8年9月11日（金）17時00分まで

② 年度、組をまたいでの受講は原則できません。

③ 以下の表のとおり、保持する資格による科目の受講免除を行います。放課後児童クラブ関連で講義を行いますので、免除対象者も可能な限り全ての科目を受講してください。

科目	免除対象資格
④こどもの発達理解	保育士・教諭
⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達	
⑥障がいのあるこどもの理解	保育士・社会福祉士
⑦特に配慮を必要とするこどもの理解	
①～⑯のうち既修了科目	一部科目修了者

※いずれも基準第10条第3講に規定する資格

④ 該当科目の免除を希望する方は、申込み時点での申請が必要です。受講決定後及び受講中の申し出は受付できません。なお、該当科目の免除を申請した方が、免除科目の受講を希望する場合は、受講することができます。

- ⑤ 補講は行いません。
- ⑥ 研修申込書等に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用、情報提供のために使用します。

9. 受講者の決定及び通知について

受講が決定された方には、事前（10月上旬予定）に運営事務局より「受講決定通知書」をお送りしますので、当日ご持参ください。なお、当日は受講者本人であることの確認を行いますので、運転免許証やマイナンバーカードなど、お名前と生年月日が確認できる身分証明書をご用意ください。

10. 研修の修了及び修了証について

- ① 全ての研修科目（ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履修し、科目ごとに提出されたレポートによる履修状況の評価を行った上で「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。
- ② 一部の研修科目を履修した方に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。この一部科目修了証の有効期限は交付の日から「概ね一年以内」とされています。なお、「一部の研修科目を履修した者」とは、病気等社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由で一部の研修科目しか履修できなかった方とします。

11. 問い合わせ先（運営事務局）

株式会社東京リーガルマインド福岡本校 事務局 担当：宮崎

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-4-11 天神ショッピング福岡 8階

電話番号：092-231-2017 FAX：092-231-8710

電子メール：oita-houkago@lec-jp.com